

事例項目	委託事業者に提出を求める給与規程に対する確認不足について
事例発生日等	平成26（2014）年11月
担当課	市民生活部環境政策課
事例概要	<p>①平成26（2014）年8月25日（月）、清掃施設運転維持管理事業の委託事業者に対し、「給与規程（具体的金額がわかるもの）」の提出を求めた。</p> <p>②平成26（2014）年9月22日（月）に委託事業者から提出された当該給与規程には、手当等の具体的金額を記載されていたものの、基本給部分については「辞令による」と記載されており、結果として、業務にあたる予定者の具体的金額は、この給与規程だけでは分からないものであったが、そのまま受理していた。</p> <p>③議員より、この給与規程では、「具体的金額が分からない」旨の指摘があった。</p> <p>このことにより、平成20（2008）年4月10日に通知のあった「市の各種業務を指定管理者制度、民間委託等により実施することに際しての就業規則及び給与規程等について（通知）」の内容に即していないことを確認した。【資料No.(2)-61-1】</p>
	当時の対応
発生原因	<p>「市の各種業務を指定管理者制度、民間委託等により実施することに際しての就業規則及び給与規程等について（通知）」（平成20（2008）年4月10日）において示された内容であり、また、平成23（2011）年第2回定例会においても再確認されたものであった。</p> <p>当課においても、平成23（2011）年10月3日、具体の金額の分からない給与規程を求めたため、部内周知が不徹底であったことについて、謝罪するとともに「市役所事務改善事例集」に記載した。【失敗事例No.(2)-34】</p> <p>こういった経緯があったにもかかわらず、環境政策課内において、契約相手方に対しては、入札参加時より「給与規程（具体的金額の分かるもの）」の提出を書面にも明記し求めていたが、チェックにおいて、具体的金額が算出できるかの精査を行っていなかったことが今回の事案の発生原因である。</p>
再発防止対策	課員に対し、今回の説明とともに、「市の各種業務を指定管理者制度、民間委託等により実施することに際しての就業規則及び給与規程等について（通知）」を周知し、情報交換を行った。
その他	
添付資料	<p>【資料No.(2)-61-1】</p> <p>「市の各種業務を指定管理者制度、民間委託等により実施することに際しての就業規則及び給与規程等について（通知）」</p>